

海外募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はルック JTBなど本文第2項に掲げる各社の海外募集型企画旅行に適用します

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

- (1) この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
○(株) JTB (東京都品川区東品川1-2-3-11 觀光庁長官登録旅行業第 64号)
○(株) JTB ガイアレク (東京都品川区東品川1-2-3-11 觀光庁長官登録旅行業第 712号)
○(株) JTB 沖縄 (沖縄県那覇市旭町 112-1 觀光庁長官登録旅行業第 1492号)
○(株) JTB プロバールマーケティング＆トラベル (東京都品川区東品川 2-3-14 觀光庁長官登録旅行業第 1723号)
○(株) JTB ビジネスインベーターズ (東京都港区港南 1-6-31 觀光庁長官登録旅行業第 1776号)
○(株) JTB ビジネストラベルソリューションズ (東京都江東区豊洲 5-6-52 觀光庁長官登録旅行業第 1571号)
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行契約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は「受託版布欄」に記載された当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の 20%以内といたします。当社営業の都合上、専用の番号・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	申込金（おひとり）
出発日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって 61 日目以前
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで 10 万円以上旅行代金の 20% 以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで 5 万円以上旅行代金の 20% 以内
20 万円以上 30 万円未満	4 万円以上旅行代金まで 4 万円以上旅行代金の 20% 以内
15 万円以上 20 万円未満	3 万円以上旅行代金まで 3 万円以上旅行代金の 20% 以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで 2 万円以上旅行代金の 20% 以内
10 万円未満	旅行代金の 20% 旅行代金の 20%

- (2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットなどの他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承認する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
②お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承認する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。
(3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社から預受したときに、また、郵便、ファクシミリ及びインターネットなどの他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットなどの他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。
(4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者か、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(5) 契約責任者は、当社が定めるまでに構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第 29 項による第三者提供が行なわれるることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
(6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又是義務については、何らの責任を負うものではありません。
(7) 当社らは、契約責任者と個別・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらじめ契約責任者が選任した構成者が契約責任者とみなします。

3-2. ウエーティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席の他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウエーティングの取扱い」といいます。）をすることになります。
(1) お客様がウエーティングの取扱いを希望する場合は、当社らがお客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウエーティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
(2) 当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
(3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社お客様に到着した時に成立するものとします。
(4) 当社らは、ウエーティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾できない場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエーティングの取扱いを解除する旨の申出があつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエーティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただけません。

4. お申し込み条件

- (1) 18 歳未満の方（親権者）の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2) 参加について特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に不合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3) お客様が暴力団、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4) お客様が当社に反対して暴力的又は不当な要求行為や取引に際して過剰的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5) お客様が風説を流したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用している方や心身に障がいのある方、アルゼンテー、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、躊躇犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方、申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
(7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出していくことがあります。
(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する等を条件とすることができます。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みを断り、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なおお客様からお申し出いただいた措置を手配する費用は原則としてお客様の負担とします。
(9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
(10) お客様がご都合による他の事由により、医師の診断書又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
(11) お客様のご都合による他の事由は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(13) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 記約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。なお、郵便、電子メール等でのお渡しの他、インターネットを利用したAPI等でご案内する場合があります。

6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以降、21 日目にあたる日以降にお申し込みの場合には、旅行開始前の当社が指定する現地にてお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、提携会社のカードよりお客様の名前無して旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 15 項に規定する取消料・遅延料、第 10 項に規定されている追加代金及び第 14 項記載の交換手数料をお支払いたいことがあります。また、この場合のカード利用料は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第 3-1 項の「申込金」、第 15 項(1)の①のアの「取消料」、第 15 項(1)の②のアの「遅延料」、及び第 24 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日間の航空、船旅、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。）を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。）
(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。）
(3) 旅行日程に明示した観光料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。）
(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
(6) 航空機による手荷物の運搬料金
航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は該該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続を代行するものです。また、航空会社の手荷物に料金化に伴い一部含まれない場合もございます。）
(7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースあります。）
但し、一部の空港・駅・埠頭ではボーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
(8) 添乗員同様のコースの共同費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
(9) 燃油サーチャージ込コースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徵収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。
(3) クーニング代、電話代、ホテルアレルギー・アレルギー等のチケット、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
(4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
(5) 希望者のみが参加する「ブシナル・ツアーズ」（別途料金の小旅行）の料金
(6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徵収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの料金は燃油サーチャージは除きます。）
(7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾート料等のホテルが独自に課す料金の額が変更された場合に含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(8) 日本国内の空港施設使用料等
(9) 日本国において自宅から発着する空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日宿泊費
(10) 旅行日程中の国際観光旅客税・空港税等（ただし、国際観光旅客税・空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
(11) 特別な配慮・処置に要した費用
(12) インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

- (1) 第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
① お一人部屋を使用される場合の追加代金。
② ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
③ 「食事なし」プラン等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
④ ホームページ・パンフレット等で当社が「宿泊延長」のための追加代金。
⑤ ホームページ・パンフレット等で当社が「F-C プレミアムエコノミークラス」等とする航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
⑥ 国内線特別代金プラン
⑦ その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストレートチックイーン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。
(2) 第 7 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
① ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1 つの部屋に 3 人以上が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりの割引代金。
② ホームページ・パンフレット等で当社が「早期割引」と称するもの。
③ その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇〇〇割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・預金・免責・預金等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができないものと責任を負いません。

- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中断・官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止め不得不を以てはならないときは、お客様にあらじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することができます。
(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載ある場合を除き、IT 運賃（包括旅行用運賃）を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用することができます。お客様のご都合による復路もしは一部区間の便に搭乗されなかつた場合は、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求させていただくことがあります。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合は除き旅行代金及び追加代金・割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日以降にお客様に通知いたします。
(2) 当社は本項(1)の定める運送機関・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4) 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社が契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。) が増加したときは、サービスの提供が行われているにかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5

か、当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を收受します。

② 当社の解除権

ア. お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が当社のあらじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

ス. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

フ. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27~5/6, 7/20~8/31, 12/20~1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間内に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

ギ. 入キーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

ヒ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令の他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められたとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の①に該当する。)

ル. 上記リの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されるとき。

ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除・払い戻し

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責任・帰宅しない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項(2)の①の(i)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領しきりができない部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料などの他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

エ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

オ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

カ. 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうちお客様が今までその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又は支払わなければならない費用があるときは、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

ク. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

ケ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

リ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

リ. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ル. 上記リの一例として、日程に含まれる地域において、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。

ウ. 旅行の開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

ブ. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当するが判明したとき。

シ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

フ. 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止・官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。